

第1回「知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会」議事概要

日 時：令和6年3月18日（月）13:00～15:10

場 所：合同庁舎3号館11階 特別会議室

出席委員：工藤座長、鳥居座長代理、一之瀬委員、伊藤委員、雲委員、河野委員、庄司委員、根岸委員、眞嶋委員、三村委員、吉田委員、綿谷委員

【オンライン出席】門田委員、古原委員、高野委員、野田委員

【代理出席】永野様（杉村委員代理）

議事次第に沿って、事務局から資料を用いて以下のとおり説明を行った。また、永野様（杉村委員代理）からブラックバス釣り専門の船舶（以下、「バスボート」という。）の構造上の特徴について説明があった。

- （資料1）本検討会では、船舶の安全を確保しつつ遊漁船の業務実態を踏まえ実効性のある方策を検討する。本検討会の委員は、水産庁、日本釣振興会、日本釣りジャーナリスト協議会に相談の上で人選を行った。スケジュールについては5月までに4回程度の開催を予定しているが、議論の進捗を踏まえ必要に応じ追加の開催を検討する。
- （資料2）知床遊覧船事故対策検討委員会での議論や運輸安全委員会からの指摘などを踏まえ、国土交通省として安全設備の搭載義務化の方向性について検討を行った。
- （資料3－1、資料3－2）法定無線設備及び非常用位置等発信装置について、運輸安全委員会による知床遊覧船事故対策に関する指摘に対する対策の方向性、一般旅客船への適用の方向性を踏まえ、遊漁船への適用案等について説明。
- （資料3－3）改良型救命いかだ等（以下、「いかだ等」という。）について、遊漁船の業務実態を踏まえ、万が一の際に確実かつ早急に救助が行える方法（いかだ等の搭載を要しない方法）について、その担保方法も含めた検討を行うことを説明。

事務局からの説明を踏まえ、委員からの主な意見は以下のとおり。

【資料2について】

- 遊漁船は「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき出航基準を定めている。また、遊漁船は一隻で行動することはなく、無線で僚船と連絡を取り合っている実態を踏まえると、知床遊覧船事故のような状況は遊漁船では想定できない。
- パブリックコメントで多くの意見が出たとのことであるが、全国的に周知がまだ不十分である。現状の案は遊漁船の業態に全く即しておらず、コスト面の課題もあり、多くの事業者が廃業になる可能性がある。そのため、遊漁船に対する安全設備搭載の特例を検討するのではなく、安全設備の義務対象から遊漁船を外してほしい。
- 安全設備の搭載義務化を知らない遊漁船事業者が多く、国土交通省、水産庁が一体になって周知してほしい。

【資料3－1について】

- 漁業無線も法定無線設備の対象になることであるが、地域によっては漁協における漁業無線（海岸局）が廃止されたり、遊漁船に関する連絡手段として漁協が認めないと実態があることを考慮してほしい。
- 小型船安全協会が所有する海岸局がカバーしているエリアや、陸上側の無線局の配置状況を踏まえた上で規制を検討しているのか
- 平水区域を航行する船舶に対し携帯電話を法定無線設備として認めるのであれば、携帯電話のエリアマップ内であれば、限定沿海を航行する船舶についても法定無線設備として認めるべきではないか。
- 400MHz帯の無線設備であっても法定無線設備として認められるのか

【資料3－2について】

- 漁船と兼用している遊漁船は AIS を搭載している場合が多いとのことだが、事業者の感覚では徐々に増えているというのが現状である。
- 海上保安庁が航行支援システムを運用する上で、多くの遊漁船が AIS を輻輳海域で作動させることは問題にならないか
- 地域によっては AIS を搭載する遊漁船は多いが、他者から漁場の位置を知られるおそれがあるため、電源を切って運用する場合がある。
- 無線設備と非常用位置等発信装置を兼ねる設備の開発ができないか、国土交通省からメーカーに働きかけてほしい。

【資料3－3について】

- バッグ式のいかだ等について、現在、6人用の製品が最小人数であるが、バスポートは定員が4人程度のものが多い。この場合、定員よりも多い人数の設備であっても安全に船舶に搭載できるのか。仮にいかだ等を搭載することになった場合に搭載する場所も含めて議論してほしい。
- いかだ等が搭載されていれば知床遊覧船の乗客は助かったのか。遊漁船へのいかだ等の搭載はコストだけがかかると認識している。
- 保険料の都合で旅客定員を減らして運用している遊漁船が多くあると考える。緊急時は船舶検査証書上の旅客定員分よりも多くの人数を救助できるよう検討してほしい。
- 安全設備の搭載義務化に関する周知が不十分である中で、早期に結論をまとめることに懸念がある。無理な義務化によって登録せず遊漁を行う者が増え、事故が増えることを危惧している。また、議論の際は導入・維持に係るコスト面を示してほしい。

意見交換の途中で終了予定期刻となつたことから、更なる質問等があれば事務局にメール又は書面で連絡し、座長と事務局で次回以降の検討会の議論に反映することとなつた。

以上